

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第9回）議事録

■日時 令和2年2月21日（金）午前10時00分～午前10時24分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

宮越第二部会長代理、池邊委員、池本委員、小林委員、袖野委員、寺島委員、宗方委員、保高委員

■議事内容

1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

国立印刷局王子工場整備事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染及び廃棄物に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第9回）

速 記 録

令和2年2月21日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

(午前 10 時 00 分開会)

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員 12 名のうち、7 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○宮越部会長代理 本日は坂本部会長が御欠席のため、私が代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○宮越部会長代理 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

では、ただいまから第二部会を開催します。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、その他となっております。

それでは、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

事務局から資料の説明をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 1-1 をご覧ください。資料タイトル「環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について」となります。

事業名称、「国立印刷局王子工場整備事業」です。

選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスの 8 項目となります。評価項目についての意見がございます。後ほど御説明いたします。

2 番まで飛んでいただきまして、選定しなかった環境影響評価項目は、悪臭、水質汚濁、

地盤など、こちらに記載の合計9項目となります。こちらについての意見はございませんでした。

都民の意見及び周知地域区長の意見ですけれども、別紙のとおりということで、めくっていただきまして4ページとなります。

意見書等の件数ですが、都民からの意見書が2件、周知地域区長からの意見、こちらは北区になりますけれども、北区長から1件、合計で3件となりました。

都民からの主な意見については、評価項目に関して、騒音・振動について1件ございました。騒音・振動になりますけれども、工事期間が10年にわたっており長い、騒音についてしっかり対応してほしいという要望がございました。

続きまして、周辺地域区長、北区長からの意見ですが、大気汚染、悪臭、騒音・振動、温室効果ガスの4項目について意見がございました。

5ページ、大気汚染までお進みください。大気汚染、調査する物質として二酸化窒素を選択する場合は、窒素酸化物もあわせて調査する旨が「東京都環境影響評価技術指針」に記載されているが、本事業においては窒素酸化物を対象としないことについて理由を示されたい。こちらについては、窒素酸化物については調査をしておりますということで事業者からの回答をいただいております。

微小粒子状物質について、今後、予測・評価項目が確立された場合は、予測・評価項目とされたい。

現状と同程度以下の施設規模とする計画であるが、印刷施設の稼働に伴う揮発性有機化合物等による環境影響を否定できないことから、大気汚染防止法に規定する揮発性有機化合物及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で定める有害ガスのうち、工事の完了後に使用する可能性のある物質を予測・評価項目に含めることを検討されたい。

近隣には住宅等が所在することから、工事の施行中の予測・評価項目に一般粉じんを含めることを検討されたい。また、工事の施行中の一般粉じん飛散抑制に努められたい。

悪臭、現状と同程度以下の施設規模とする計画であるが、印刷施設の稼働に伴う悪臭による環境影響を否定できないことから、工事の完了後の施設の稼働に伴う悪臭を予測・評価項目に含めることを検討されたい。

騒音・振動。

屋内設備の稼働も低周波音の発生原因となり得ることから、工事の完了後の施設の稼働に伴う低周波音を予測・評価項目に含めることを検討されたい。

工用車両の走行、建設機械の稼働により、周辺住民の生活環境に支障を及ぼすことがないよう、機種選定や使用方法について十分に配慮されたい。

既存工場は用途から堅牢な構造であることが推測され、解体時に著しい騒音、振動が発生することが予想される。低騒音、低振動の重機選定や防音パネル等の設置はもとより、低騒音、低振動の工法を採用することとされたい。

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業及び特定工場に適用される規制基準及び地域の区分は、本区が告示により定めているため、評価の指標にはその旨がわかるように記述することが適当と考える。こちらについては、事業者のほうから、評価書案では区の告示により定めていることがわかるように記述するという回答をいただいております。

温室効果ガス。一部建替え後の新工場において、太陽光を初めとする再生可能エネルギーの利活用を積極的に進めるなど、環境負荷の低減に取り組み、温室効果ガスの排出抑制に努められたい。

このような意見をいただきました。

それでは、3ページまでお戻りください。

選定した環境影響評価項目について、担当項目の委員から意見がございました。

大気汚染と廃棄物についてございまして、まず、大気汚染についてですけれども、調査計画書の8ページをお開きください。図4.2-4、製造工程がこちらのほうに記載されておりますけれども、そちらの王子工場の中の左下、計画建築物（事業棟Ⅰ）、こちらにグラビア印刷というものがございまして、※を見ますと、「グラビア印刷で使用するインキは、従来どおり、約95%が水性インキの計画である。また、グラビア印刷の乾燥施設は、現状の施設と同様に、「大気汚染防止法」で定める揮発性有機化合物排出施設の規模要件に該当しないものを選定し、設置台数は現状と同程度以下とする計画である」というようなものでございます。

このようなことを受けまして、大気汚染についての意見ですけれども、「工場の稼働に伴う大気質については、揮発性有機化合物（VOC）を予測及び評価項目としていないが、グラビア印刷で使用するインキにはVOCが含まれることから、乾燥施設の規模や台数、含有されるVOCの種類及び排出量などを明らかにし、VOCの排出による環境への影響が懸念される場合には、調査、予測及び評価を行うこととしてございます。

続きまして廃棄物についてですけれども、調査計画書の2ページをご覧ください。こちらの対象事業の内容、対象事業の位置及び概況の6行目、3段落目をご覧ください。「計画地は、

王子工場の前身である大蔵省紙幣寮が明治9年に抄紙局工場を設置以来140年余にわたり操業しており、現在は昭和24年～平成14年に建築された工場建築物及び関連建築物等が敷地面積の大部分を占めている」ということで、かなり歴史の長い工場で、以前から建物がたくさんあったということで、寿命もありまして建替え等が行われているということが予想されるような状況でございます。

こうしたことを受けまして、廃棄物についての意見ですけれども、「廃棄物の予測及び評価の方法として、撤去建築物及び建設に係る廃棄物等の発生量について調査を行うとしているが、計画地内では繰り返し増改築が行われていることから、既存資料について調査を行い、適切な予測及び評価を行うこと」という意見をつけてございます。

続きまして、前回の部会におきまして保高委員から土壤汚染に関しまして御質問をいただいております。質問の内容ですけれども、「新棟建設予定地で土壤汚染物質が検出されているが、区域指摘がなされていないのはなぜか。この調査は、法調査、条例調査、自主調査のうち、どれで行っているのか。また、東京都への届け出や公表は行っているのか」、こういう質問をいただきました。こちらについて事業者から回答が参りましたので、御報告させていただきます。事業者の回答ですけれども、「法令に基づく調査として平成30年度に地歴調査を行い、東京都へ届け出たところ、土壤汚染のおそれは否定できないとのことで土壤調査を求められました。土壤の表層調査を行ったところ、汚染物質が検出されたので、東京都に相談し、指導を受け、今後実施する土壤の深度方向の調査及び地下水調査を行い、その結果を東京都に報告することで調整しています。区域指定についてはその後で告示される」ということでございます。

なお、基づく法令ですけれども、環境確保条例第116条、工場等を廃止または施設等を除却するとき。それから環境確保条例の第117条、3,000㎡以上の敷地内において土地の改変を行うとき、工場等の土地において900㎡以上の土地の改変を行うとき。もう一つ、土壤汚染対策法第4条、3,000㎡以上の土地の形質変更を行うとき、有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地における900㎡以上の土地の形質変更を行うとき。こういった法令に基づくということでございます。

説明は以上となります。

○宮越部会長代理 大気汚染と廃棄物についての意見となりますが、大気汚染を担当されている日下委員は本日御欠席です。事務局でコメントを預かっていますか。

○宮田アセスメント担当課長 日下委員から特にコメントは預かってございません。

○宮越部会長代理 では、廃棄物について、御担当された池本委員から補足等をお願いいたします。

○池本委員 廃棄物ですけれども、ほかの環境影響評価の案件でも、建物に関しては原単位法を使って、どこかの既存文献の原単位をもとに、ボリュームで掛けてそれを出していると。それから、地下のことに関しては、面積と掘削する深さとか、そういった形で予測している方法なのですけれども、これまでもやはり計画時には想定しなかったものが、地中埋設物が出てきたとか、あとはアスベストの関係とかも、想定していなかったものが出てきたとか、事後調査になってから出てくる話というのは結構あるもので、今回そういったようなことが出てくるのは、ほかの土地で事業を予定していて、アセスのときにはその土地のことがよくわからないからそれ以上できないという考え方だったのですけれども、今回もともと国立印刷局王子工場の敷地内での事業ということですので、そのあたりを少し精度を高められるようなことを求めたいなということでこのような意見をさせていただきました。

今、事務局からの御説明のとおり、かなり歴史の長い土地ですので、古いものとかは恐らく情報とかは残っていないとか、今ほど確かな情報ではないというものもあるかもしれないのですけれども、完璧にというような気持ちではないのですけれども、努力目標として、大きなものとか、工事の期間に影響が出そうなものとか、そういったものに対しては極力計画段階から配慮しておくことが、後々の工事を進めていく上でもきっといいことになるのだらうなと思いますので、可能な範囲で構いませんので、精度を高めるような予測をしていただきたいなと考えたものです。

それから、都民の方とか北区の区長の御意見からも騒音・振動についての御意見とかも出ているのですけれども、このようなことに関しても、現状の施設の状況とか土地の状況とかを把握していれば工法が具体的に検討できて、丁寧な工法を行うことも検討できるかもしれませんので、そういったところにも影響してくる可能性もあると思いますので、このあたり取り組んでいただけたらありがたいなということで御意見させていただきました。

以上です。

○宮越部会長代理 ほかの委員の方から御意見ををお願いいたします。ございませんか。

○池本委員 今の話とは関係ないのですけれども、この敷地の左下の、ちょっと内側にへこんだ土地というか、ここは、すみません、土地勘がなくて申しわけないのですが、どういった土地になっていますか。後ろのほうを見ても、小学校とかでもないようですし、何かなと気になったのですけれども。

○宮田アセスメント担当課長 左下の「JR 王子駅」と書いてあるところのそばのところですか。5 ページの施設配置図の、計画地の左下のところ。

○池本委員 そうですね。ちょっと内側に計画地が、土地がへこんでいると思うのですけれども。

○宮田アセスメント担当課長 左側のほうに空中写真がありますけれども、広い空地みたいになってはいますが、ゴルフ練習場です。我々も現地に行ったのですが、特に建物が建っているような場所ではありませんでした。

○池本委員 いわゆる打ちっ放しみたいな。

○宮田アセスメント担当課長 そういうものですね。

○池本委員 わかりました。ありがとうございます。

○宮越部会長代理 その他御意見などございますでしょうか。

○寺島委員 これと関係ないところでもいいですか。

○宮越部会長代理 はい。寺島委員、お願いします。

○寺島委員 史跡・文化財の担当なのでございますけれども、前回申し上げたかどうか忘れちゃったのですが、この場所は昭和 27 年から平成 14 年までいろいろな建築、解体を繰り返しているというふうに書いてあるのですが、この計画書に載っております埋蔵文化財の分布なのでございますけれども、大体は高台部のほうに遺跡が集中しているというのが 92 ページの分布図でわかると思うのですが、江戸の遺跡も調査に入るようになってから、92 ページの包蔵地の分布図で、右下の⑥番というところに中里遺跡という遺跡が発見されて、非常に豊富な遺物が確認されているわけです。平成 14 年までこの土地の工事を繰り返しているの、あれば多分既に地元の教育委員会の方が発見されていると思うのですが、建替えの場所が 1m 違えば遺構が見つからないということもありますので、なるべく早目に地元の教育委員会と一度連絡をとっていただいて、あるのかないのかといいますか、ちゃんと連絡をとってやっていますよということを次の評価書案に 1 行でも入れておいていただくと、私としても非常に安心ができるかなという気がしますので、お願いしたいと思います。

○宮越部会長代理 寺島委員の御意見に対して、事務局、いかがでしょう。

○宮田アセスメント担当課長 今の御指摘につきましては事業者のほうにお伝えしまして、評価書案で対応するように努めてまいりたいと思います。

○宮越部会長代理 寺島委員、よろしいですか。

○寺島委員 結構です。ないと思うのですが、念のためということです。

○宮越部会長代理 わかりました。事務局、よろしく申し上げます。

その他御意見などございますか。

では、特に御意見がないようですので、引き続き総括審議に移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料 1-2、「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）になります。

第 1、審議経過。本審議会では、令和元年 12 月 6 日に「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりであるということで、こちらにお示しのとおり審議経過をまとめてございます。

戻っていただきまして、第 2、審議結果。こちらは大気汚染、廃棄物につきまして、先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

第 3、その他。環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○宮越部会長代理 今回の事務局の説明に対して、委員の皆様から御意見はありますか。

では、特にないようですので、ただいま説明いただいた内容で次回の総会に報告したいと思います。

本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

では、特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

（傍聴人退場）

（午前 10 時 24 分閉会）